

西九州大学短期大学部紀要投稿要綱

【資格】

- 1) 本紀要に掲載される論文の投稿者は、西九州大学短期大学部の専任助手以上（以前専任であった者も含む。以下「本学教員」という。）とする。その他の教員及び学生は、本学教員との共著であることを要す。
- 2) 共著者としての本学教員以外の者を含むことを妨げない。

【投稿原稿の種類】

本紀要は、研究論文、研究ノート及び実践報告の3種類とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。

- 1) 研究論文
独創的な内容で新しい価値のある結論を含むもの。
- 2) 研究ノート
研究論文としてはまとまらないが、新しい知見や価値ある結論を含むもの。
- 3) 実践報告
教育・研究の成果を記録に留め、価値ある結論を含むもの。
※ 論文表紙に投稿原稿の種類（研究論文・研究ノート及び実践報告）を明記すること。

【原稿の受付】

原稿は西九州大学短期大学部紀要委員会（以下「委員会」という。）の委員長又は委員長が指定した者に提出する。

原稿提出日をもって受付日とする。

【原稿の審査】

- 1) 紀要論文は査読制とし、査読は委員長または委員長が指定した者が委嘱する本学の教員もしくは、それ以外の専門研究者から原則として複数名の査読者により行う。採否は、査読者の審査に基づき、紀要委員会が行う。
- 2) 前項の審査は、原稿の受付順に行う。
- 3) 委員会は、著者に対し原稿の字句について加除修正を求め、又内容について著者に修正を求めることができる。
- 4) 第1項及び第3項の場合において、委員会が必要と認めたときは、委員会の構成員以外の意見を聴くことができる。
- 5) 審査の過程で返却された原稿については、再提出された日時順に審査を行う。
- 6) 委員会で掲載が認められた日をもって原稿の受理日とする。

【原稿の掲載順序】

掲載の順序は、投稿原稿の種類（研究論文、研究ノート、実践報告）ごとに原稿受理の順位に従って掲載する。

【原稿の形式】

原稿は和文又は欧文とし、ワードプロセッサで作成して、印刷したもの 1 部及び USB メモリを提出すること。その形式は別に定める投稿の手引きに従うこと。

【校正】

- 1) 著者校正を原則として 2 回行う。なおこの際、印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になった字句の追加は認めない。
- 2) 論文の題目、著者名の順序の変更・追加・削除は認めない。

【発行後の論文の訂正】

- 1) 印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合正誤表を掲載する。
- 2) 印刷の誤り以外の訂正・追加は、原則として認めない。但し、著者の申し出があり委員会が認めた場合に限り正誤表を掲載する。

【著作権】

本紀要に掲載された論文等についての著作権は、学校法人永原学園に属し、原則として本紀要に掲載された論文等は電子化し、本学機関リポジトリを通じて公開する。

附 則（平成 22 年 7 月 7 日）

この要綱は、平成 22 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 14 日）

この要綱は、平成 24 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 12 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 6 日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日）

この要綱は、令和 2 年 3 月 4 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。